

調査の概要

1. 調査目的

昭和61年度の老人保健法の見直しに向けて職能団体として本部、支部レベルで検討、提言していく際の基礎資料を得るために、老人保健事業の実

施状況、市町村保健婦の関与の仕方、市町村保健婦等のマンパワー、保健所との関係等を明らかにする。

併わせて市町村、県行政の看護職員が、業務の見直しと、活動基盤の整備を検討する際の資料と

表A 県別回収状況

都道府県	全 国 市町村数	回 収 数	回 収 率	未 回 収 市町村数	都道府県	全 国 市町村数	回 収 数	回 収 率	未 回 収 市町村数
北 海 道	212	176	83.0%	36	京 都	44	42	95.5%	2
青 森	67	66	98.5	1	大 阪	44	44	100.0	—
岩 手	62	62	100.0	—	兵 庫	91	91	100.0	—
宮 城	74	71	95.9	3	奈 良	47	47	100.0	—
秋 田	69	69	100.0	—	和 歌 山	50	50	100.0	—
山 形	44	44	100.0	—	鳥 取	39	36	92.3	3
福 島	90	90	100.0	—	島 根	59	39	66.1	20
茨 城	92	89	96.7	3	岡 山	78	78	100.0	—
栃 木	49	49	100.0	—	広 島	86	86	100.0	—
群 馬	70	70	100.0	—	山 口	56	56	100.0	—
埼 玉	92	87	94.6	5	徳 島	50	50	100.0	—
千 葉	80	80	100.0	—	香 川	43	43	100.0	—
東 京*	64	50	78.1	14	愛 媛	70	70	100.0	—
神 奈 川	37	36	97.3	1	高 知	53	53	100.0	—
新 潟	112	112	100.0	—	福 岡	97	97	100.0	—
富 山	35	35	100.0	—	佐 賀	49	49	100.0	—
石 川	41	41	100.0	—	長 崎	79	73	92.4	6
福 井	35	35	100.0	—	熊 本	98	92	93.9	6
山 梨	64	63	98.4	1	大 分	58	58	100.0	—
長 野	121	121	100.0	—	宮 崎	44	43	97.7	1
岐 阜	100	100	100.0	—	鹿 児 島	96	96	100.0	—
静 岡	75	72	96.0	3	沖 縄	53	53	100.0	—
愛 知	88	88	100.0	—					
三 重	69	69	100.0	—					
滋 賀	50	50	100.0	—	計	3,276	3,171	96.8%	105

* 東京は、特別区を含む。

表B 回収市町村の市町村類型別・県別分布

	計	町 村 型							
		小 計	3千5百人 未 満	3千5百~ 5千5百	5千5百~ 8千	8千~ 1万3千	1万3千~ 1万8千	1万8千~ 2万3千	2万3千~ 2万8千
全 国 計	3171	2516(79.3)	279	347	495	685	337	199	96
北 海 道	176	145(82.4)	17	31	39	30	15	7	3
青 森	66	58(87.9)	1	13	12	19	7	4	2
岩 手	62	49(79.0)	—	7	9	11	11	7	3
宮 城	71	61(85.9)	2	6	9	15	18	7	3
秋 田	69	60(87.0)	1	6	15	25	11	1	1
山 形	44	31(70.5)	—	1	4	16	4	5	1
福 島	90	80(88.9)	7	13	20	21	9	8	2
茨 城	89	71(79.8)	1	3	6	17	14	12	6
栃 木	49	37(75.5)	1	—	5	6	10	8	4
群 馬	70	59(84.3)	7	6	6	17	13	6	2
埼 玉	87	51(58.6)	3	3	5	12	6	8	2
千 葉	80	52(65.0)	—	4	11	19	6	5	4
東 京	50	12(24.0)	4	2	—	3	—	2	—
神 奈 川	36	17(47.2)	—	1	—	7	2	2	2
新 潟	112	92(82.1)	3	17	24	30	9	4	3
富 山	35	26(74.3)	8	—	3	5	1	4	4
石 川	41	33(80.5)	4	3	5	11	7	1	1
福 井	35	28(80.0)	4	5	4	8	4	2	1
山 梨	63	56(88.9)	16	12	11	9	6	—	2
長 野	121	104(86.0)	30	16	24	19	7	4	4
岐 阜	100	86(86.0)	25	10	18	13	10	7	2
静 岡	72	51(70.8)	1	3	4	15	14	7	5
愛 知	88	58(65.9)	3	7	7	4	7	13	7
三 重	69	56(81.2)	3	4	13	25	8	2	—
滋 賀	50	43(86.0)	1	2	9	23	2	2	3
京 都	42	31(73.8)	1	3	9	9	7	1	—
大 阪	44	13(29.5)	—	—	2	3	1	2	2
兵 庫	91	70(76.9)	2	7	14	24	13	6	4
奈 良	47	38(80.9)	9	3	7	6	9	1	1
和 歌 山	50	43(86.0)	5	6	10	12	5	2	3
鳥 取	36	32(88.9)	2	6	9	14	1	—	—
島 根	39	32(82.1)	6	10	8	7	—	1	—
岡 山	78	68(87.2)	13	14	16	16	4	5	—
広 島	86	74(86.0)	12	22	13	13	6	2	2
山 口	56	42(75.0)	5	5	11	13	4	3	1
徳 島	50	46(92.0)	9	7	8	14	3	3	2
香 川	43	38(88.4)	—	5	5	11	12	4	1
愛 媛	70	58(82.9)	12	9	12	14	8	2	1
高 知	53	44(83.0)	10	17	6	6	3	2	—
福 岡	97	75(77.3)	4	5	8	20	16	9	8
佐 賀	49	42(85.7)	3	1	9	22	4	3	—
長 崎	73	67(91.8)	3	10	21	26	4	2	—
熊 本	92	81(88.0)	6	14	21	20	12	7	1
大 分	58	47(81.0)	10	11	10	10	2	4	—
宮 崎	43	34(79.1)	4	5	8	6	7	5	1
鹿 児 島	96	82(85.4)	8	8	22	26	10	6	1
沖 縄	53	43(81.1)	13	6	3	13	5	1	1
全国市町村数	3276	2602	294	362	520	702	342	201	100
回 収 率	96.8%	96.7	94.9	95.9	95.2	97.6	98.5	99.0	96.0

()は計を100.0とする町村と都市の割合

昭和60年 老人保健事業における保健婦活動調査

2万8千人以上	都 市 型							政令市 特別区
	小 計	3万5千人未 満	3万5千～ 5万5千	5万5千～ 8万	8万～13万	13万～23万	23万人以上	
78	655(20.7)	102	183	124	89	56	54	47
3	31(17.6)	8	10	3	2	4	1	3
—	8(12.1)	—	4	1	—	1	2	—
1	13(21.0)	3	4	5	—	1	—	—
1	10(14.1)	2	3	3	2	—	—	—
—	9(13.0)	3	6	2	—	—	1	—
—	13(29.5)	3	6	—	3	—	1	—
—	10(11.1)	1	4	1	1	—	3	—
12	18(20.2)	4	7	3	2	2	—	—
3	12(24.5)	2	4	1	3	1	1	—
2	11(15.7)	—	5	1	2	2	1	—
12	36(41.4)	—	8	12	6	5	5	—
3	28(35.0)	3	3	8	7	2	5	—
1	38(76.0)	—	3	4	6	6	2	17
3	19(52.8)	—	2	4	2	6	2	3
2	20(17.9)	5	8	2	3	1	—	1
1	9(25.7)	1	5	1	—	1	1	—
1	8(19.5)	3	2	1	1	—	—	1
—	7(20.0)	2	1	3	—	—	1	—
—	7(11.1)	4	2	—	—	1	—	—
—	17(14.0)	3	7	4	1	1	1	—
1	14(14.0)	2	3	6	1	1	—	1
2	21(29.2)	2	4	6	4	2	1	2
10	30(34.1)	2	5	6	11	—	5	1
1	13(18.8)	4	2	1	3	2	1	—
1	7(14.0)	—	3	2	1	1	—	—
1	11(26.2)	1	2	5	1	1	—	1
3	31(70.5)	—	2	6	9	4	7	3
—	21(23.1)	—	9	1	3	3	2	3
2	9(19.1)	1	1	4	2	—	1	—
—	7(14.0)	1	4	1	—	—	—	1
—	4(11.1)	—	2	—	1	1	—	—
—	7(17.9)	2	3	1	—	1	—	—
—	10(12.8)	3	2	2	1	—	2	—
4	12(14.0)	1	5	1	2	—	1	2
—	14(25.0)	3	5	—	4	1	—	1
—	4(8.0)	—	1	2	—	—	1	—
—	5(11.6)	—	2	2	—	—	1	—
—	12(17.1)	3	5	1	1	1	1	—
—	9(17.0)	6	2	—	—	—	1	—
5	22(22.7)	2	8	7	1	1	—	3
—	7(14.3)	2	2	2	—	1	—	—
1	6(8.2)	3	—	1	—	—	—	2
—	11(12.0)	4	4	1	1	—	—	1
—	11(19.0)	4	3	2	—	1	1	—
—	9(20.9)	2	3	1	1	1	1	—
1	14(14.6)	8	3	2	—	—	—	1
1	10(18.9)	2	4	2	1	—	1	—
81	674	104	184	128	93	57	54	54
96.3	97.2	98.1	99.5	96.9	95.7	98.2	100.0	87.0

する。

2. 調査対象と回収状況

全国の全市町村3253と特別区23の計3276の自治体を調査対象とし、3171市町村（特別区17含む）から回答を得た。回収率96.8%。県別回収状況、及び、回収市町村の市町村類型別・県別分布は、表A、表Bの通りである。

3. 調査方法と調査時期

昭和60年9月～10月、本会地区別支部長会、保健婦職能委員会にて調査の説明をし、10月に本部より支部に調査票を一括送付。各県支部保健婦職能委員長を通じ、各県内全市町村に調査票を配布し、調査協力を依頼した。

各県支部で調査票を回収点検し、昭和60年12月までに本部に一括返送。（支部によっては、個票をコピー、保管。）

記入者は、市町村保健婦。市町村保健婦がない場合は、駐在、派遣保健婦。いずれの保健婦もない場合は、老人保健事業担当事務職員とした。

保健婦が記入しなかった市町村は202（6.4%）であった。

回答は、昭和60年10月1日現在とした。項目によっては、過去の年度の実績を聞いたものもある。本部にて、点検、コンピューター集計した。

4. 調査の担当

調査票の設計、調査の実施、報告書作成については、本会老人保健事業実施状況調査準備プロジェクト*及び保健婦職能委員会（本部、支部）、本部訪問看護開発室長（金井竹子）の助言、協力を得て、本部調査研究室（担当・菊池令子、奥村元子、岩下清子）が行なった。報告書の執筆は菊池令子が担当した。

*内田恵美子（埼玉県富士見市立健康増進センター）

金沢 幸子（茨城県常陸太田保健所）

早坂 和代（千葉県関宿町保健センター）

平沢 敏子（神奈川県衛生部保健予防課）

橋本 怜子（本会保健婦職能委員）

三村 芳子（本会保健婦問題対策小委員会委員）

老人保健事業における保健婦活動調査

社団法人 日本看護協会

貴市区町村名	都道府県	市区町村	市町村符号				
--------	------	------	-------	--	--	--	--

記入者	所属部署名		
	職 種	1. 保健婦	2. 事務職など

概況	面積	㎡	財政力指数		
	人口	総人口	0～39歳	40～64歳	65歳以上
		人	人	人	人

(昭和60年10月1日現在又は直近の数字。年齢別人口の和が総人口となるように。)

特にことわりのない場合は昭和60年度についてお答え下さい。

*健康診査についておたずねします。

問1. 健康診査(がん検診を除く)はどういう形で実施していますか。該当するもの全てに○をつけて下さい。ただし、委託とは結果判定まで含むものをいい、検体のみの委託などは含みません。

(1) 一般診査

1. 市区町村直営、特別区・政令市保健所直営
2. 保健所委託
3. 医師会委託
4. 公的医療機関委託(医師会を経由せず直接委託の場合)
5. 民間医療機関委託(医師会を経由せず直接委託の場合)
6. 公的検診機関委託
7. 民間検診機関委託
8. その他 ()

(2) 精密診査

1. 市区町村直営、特別区・政令市保健所直営
2. 保健所委託
3. 医師会委託
4. 公的医療機関委託(医師会を経由せず直接委託の場合)
5. 民間医療機関委託(医師会を経由せず直接委託の場合)
6. 公的検診機関委託
7. 民間検診機関委託
8. その他 ()

問2. 健康診査（がん検診を除く）の受診者数及び判定・指導区分別人員をご記入下さい。
 （「老人保健事業報告」に提出の報告表04-(1)より作成可）

(1) 受診者数（昭和59年度実績）

一般診査	要精密診査者	精密診査	一般・精密診査 同時受診者*	訪問健康診査
人	人	人	人	人

* 「一般・精密診査同時受診者」数は「一般診査」「精密診査」数にはいれないで下さい。

(2) 判定・指導区分別実人員（昭和59年度実績）

異常認めず	要観察	要指導	要医療
人	人	人	人

問3. 健康診査（がん検診を除く）で要観察・要指導・要医療と判定された人々に対して、保健婦による事後指導（健康教育、健康相談、訪問指導のいずれかの方法による）は、おおよそどの位の人の行われていますか。委託による健康診査の場合も含めて、昭和59年度についてお答え下さい。

1. ほとんどの人に事後指導している
2. 半分位の人に事後指導している
3. 一部の人のみ事後指導している
4. 事後指導にほとんど手がつけられていない

問3-1. 事後指導ができない理由は何ですか。あてはまる理由すべてに○をつけて下さい。中でも特に強い理由に1つ◎をつけて下さい。

1. 受診率の向上が優先されるので手が回らない
2. 事後指導の重要性が組織の中で理解されていない
3. 保健婦不足で手が回らない
4. 保健婦がいない
5. 健診結果を事後指導に活用するシステムになっていない
6. その他（

*訪問指導についておたずねします。

問4. 老人保健法に基づく訪問指導の対象者の把握方法について、該当するもの全てに○をつけて下さい。中でも一番多いものに◎をつけて下さい。

- 1. 本人・家族の申し出
- 2. 福祉関係者から（福祉事務所、社協、民生委員など）
- 3. ねたきり老人介護手当等受給者名簿から
- 4. 地区組織からの情報
- 5. 医療機関からの情報
- 6. 健康診査から
- 7. 健康教育、健康相談、家庭訪問から
- 8. 国保レセプトから
- 9. 実態調査から
- 10. 近所の人から
- 11. その他（)

問5. 貴市区町村で老人保健法に基づく訪問指導を必要とする寝たきりの者及び要指導者は何人ですか。

（昭和59年度）	寝たきりの者*	人
	要指導者**	人

*「寝たきりの者」とは、家庭において、寝たきりの状態あるいはこれに準ずる状態にある者
 **「要指導者」とは、健康診査等で健康管理上訪問指導が必要と認められた者

問6. それでは、実際訪問指導した人の数及び従事者数をご記入下さい。

(1) 訪問指導実施状況（「老人保健事業報告」に提出の報告表07-(1)より作成可）

被訪問指導人員	昭和58年度		昭和59年度	
	実人員	延人員	実人員	延人員
寝たきりの者	計			
	保健所活動分（再掲）			
要指導者	計			
	保健所活動分（再掲）			
計				

(2) 訪問従事者延人数（昭和59年度）

		保健婦	看護婦	その他	計
直営委託	常勤				
	非常勤（個人委託） 嘱託含む				
委託	県保健所				
	その他				
計					

*非常勤看護職員（個人委託・嘱託も含む）を訪問指導事業に雇用している市区町村におたずねします。雇用していない市区町村は問10へお進み下さい。

問7. 非常勤看護職員の訪問指導料金はいくらですか。

1. 訪問1件	<input type="text"/>	円	→訪問1件当りに換算した単価	<input type="text"/>	円
2. 日給制 1日	<input type="text"/>	円			
3. 月給制 1カ月	<input type="text"/>	円			
4. その他()	<input type="text"/>	円			

問8. 非常勤看護職員の保険等で保障されているもの全てに○をつけて下さい。

1. 健康保険
2. 失業保険
3. 厚生年金
4. 労災保険・傷害保険
5. 医療事故賠償保険
6. 定期検診
7. 訪問交通費
8. 打ち合わせ時の手当
9. 研修費あるいは研修日の手当
10. その他()
11. 一切なし

問9. 非常勤看護職員への教育的配慮で行われていること全てに○をつけて下さい。

1. 困った事例をかかえた時、常勤保健婦に相談し、助言を得られる体制になっている
2. 事例検討会を定期的に開催
3. 他機関、他職種などとの業務連絡会に出席させる
4. 市区町村で研修会を主催
5. 他で主催する研修会に出席させる
6. 視察研修
7. 病院・リハビリ施設などへ実習に行かせる
8. その他()
9. 特になし

問10. 貴市区町村では訪問指導の委託をしていますか。

1. している	2. していない													
→問10-1. 委託先はどこですか。														
1. 県保健所 2. 病院 3. 看護団体()														
4. 医師会 5. 社会福祉協議会 6. その他()														
→問10-2. 訪問1件当りの委託料はいくらですか。														
1件	<input type="text"/>	円												
→問10-3. 1件当り単価以外に支給しているものがありますか。														
1. あり	<table border="1"> <tr> <td>事務費</td> <td><input type="text"/></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>研修費</td> <td><input type="text"/></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>その他()</td> <td><input type="text"/></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><input type="text"/></td> <td>円</td> </tr> </table>		事務費	<input type="text"/>	円	研修費	<input type="text"/>	円	その他()	<input type="text"/>	円	計	<input type="text"/>	円
事務費	<input type="text"/>	円												
研修費	<input type="text"/>	円												
その他()	<input type="text"/>	円												
計	<input type="text"/>	円												
2. なし														

問1 4. 問1 3の保健婦の家庭訪問件数が老人保健法施行前に比べて減った市区町村におたずねします。訪問件数が減った原因全てに○をつけて下さい。中でも最も大きな原因には◎をつけて下さい。

1. 老人保健事業に手を取られた
2. 伝染病・結核等の家庭訪問の対象者数が全体的に減ってきた
3. 訪問1件あたりに時間のかかるケースが増えた
4. 全般的に保健婦の業務が増えて訪問できなくなった → 特に増えた業務は何ですか。
()
5. 保健婦数が減った
6. その他 ()

*通所による機能訓練についておたずねします。福祉管轄の場合もお答え下さい。

問1 5. 貴市区町村では、通所による機能訓練の対象者を把握していますか。

1. ほぼ把握している (昭和59年度に把握していた対象者数)
2. 一部把握している → [] 人
3. 必要な人がいることはわかっているが、数までは把握していない

問1 5-1. 把握方法について該当するもの全てに○をつけて下さい。そのうち、主なものの1つに◎をつけて下さい。

1. 本人・家族の申し出
2. 福祉関係者から (福祉事務所、社協、民生委員など)
3. ねたきり老人介護手当等受給者名簿から
4. 地区組織の情報
5. 医療機関からの情報
6. 健診結果から
7. 健康教育・健康相談・家庭訪問から
8. 国保レセプトから
9. 実態調査から
10. 近所の人から
11. その他 ()

問1 6. 貴市区町村では通所による機能訓練を実施していますか。方法・内容は問いません。

1. 市区町村直営、特別区・政令市保健所直営で実施
2. 委託で実施 → []
3. 直営と委託で実施 → 委託先 ()
4. 実施していない

問1 7. 通所による機能訓練の被指導人員は何人でしたか。(「老人保健事業報告」に提出の報告表06-(2)より作成可)

(昭和59年度)

実人員	[]	人	延人員	[]	人
-----	-----	---	-----	-----	---

問18. 市区町村保健婦は通所機能訓練にどのように関与していますか。全ての場合を考えて、あてはまるもの全部に○をつけて下さい。

1. 保健婦の把握した対象者を機能訓練に結びつける
2. 通所機能訓練の対象者の中から保健婦の訪問・連絡すべき対象者を見つけ出す
3. 開催時、何らかの役割をとる
4. 医師・P T・O T等に依頼・連絡をする
5. 企画に関与する
6. その他 ()
7. 保健婦は関与しない
8. 市町村に保健婦は設置されていない

→ 問18-1. 開催時、保健婦のとり役割に全て○をつけて下さい。

1. 実施の責任者となる
2. プログラムを作成する
3. 機能訓練・作業療法・リクレーション等の実技指導をする
4. その場で健康相談・健康教育等を行なう
5. 参加者の送迎を行なう
6. 設営・受付などを行なう
7. その他 ()

問19. 通所による機能訓練にP T又はO Tが参加していますか。

1. 毎回参加する
2. 時々参加する
3. 訓練の場には参加しないが、保健婦の相談にのっている
4. 全く関与しない

問20. 通所による機能訓練を実施していない市区町村におたずねします。

今後、貴市区町村で通所による機能訓練を実施する予定が具体的にありますか。

1. ある →

昭和	年度
----	----

 から実施予定
2. ない

→ その理由全てに○をつけて下さい。その中で主な理由1つに◎をつけて下さい。

1. 常勤保健婦不足
2. 協力してくれるP Tがいない
3. 協力してくれる医師がいない
4. 市町村に保健婦を設置していない
5. 場所・設備が整わない
6. 部署間の連携がとれない
7. 送迎のための人手・車が足りない
8. 機能訓練についてのイメージがわからない
9. 手をつけていない事業が一杯あって、それどころではない
10. 機能訓練の重要性が組織の中で理解されていない
11. その他 ()

* 貴市区町村のマンパワーについておたずねします。

問 2 1. 貴市区町村の保健医療関係職員数を、職種別にお答え下さい。

(管理職も含めて正規採用常勤職員のみご記入下さい。)

職 種	保健衛生担当部署 (病院・診療所は 除く)	福祉担当部署 (保育園・幼稚園・ 老人ホームは除く)	保 健 所 (政令市・特別 区のみ記入)	計
保 健 婦	人	人	人	人
助 産 婦				
看 護 婦(士)				
准 看 護 婦(士)				
栄 養 士				
検 査 技 師				
P T				
医 師				
その他()				
駐在・派遣保健婦				

(昭和60年10月1日現在)

問 2 2. 上記常勤保健婦数の計(正規採用者・管理職も含む)について、下記の各年毎にご記入下さい。

昭和57年5月		人
昭和60年5月		人
昭和61年5月		人 (見込み)

問 2 3. 常勤保健婦数が変わらない、又は減った、又はいない市区町村におたずねします。

常勤保健婦数が増えない理由は何ですか。あてはまるもの全てに○をつけて下さい。

1. 今のままで間にある
2. 保健婦への期待が薄い
3. 「行政改革」で公務員全体の定員がおさえられている
4. 採用したくても人がいない → それは何故ですか ()
5. 市町村に保健婦はいらない
6. その他 ()

問2 4. 貴市区町村には、退職した後もそのまま嘱託保健婦として働いている方がいますか。

1. いる →

--

 人
2. いない

問2 5. 保健衛生事業に非常勤看護職員（個人委託・嘱託も含む）をどれ位雇用しましたか。過去3カ月の延べ人数をお聞かせ下さい。ただし、訪問指導事業従事者は除いて下さい。

計	(再 掲) 老人保健事業
人日	人日

* 政策・計画立案への保健婦の関与状況についておたずねします。

(保健婦のいない市町村は問3 2へお進み下さい。)

問2 6. 次の各事業の開始時及び昭和59年度の事業計画立案に保健婦は関与しましたか。委託の場合も含めて考え、あてはまるものすべてに○をつけて下さい。

(1) 事業開始時（老人保健法以前から実施された場合は、老人保健法発足の再編成時点でお答え下さい。)

老人保健事業	関 与 状 況
健康診査	1. 直接企画した 2. 積極的に意見を述べた 3. 意見をきかれたので述べた 4. かかわらなかった 5. 実施していない
通所による 機能訓練	1. 直接企画した 2. 積極的に意見を述べた 3. 意見をきかれたので述べた 4. かかわらなかった 5. 実施していない
訪問指導	1. 直接企画した 2. 積極的に意見を述べた 3. 意見をきかれたので述べた 4. かかわらなかった 5. 実施していない

(2) 昭和59年度の事業計画立案時

事 業	関 与 状 況
健康診査	1. 直接企画した 2. 積極的に意見を述べた 3. 意見をきかれたので述べた 4. かかわらなかった 5. 実施していない
通所による 機能訓練	1. 直接企画した 2. 積極的に意見を述べた 3. 意見をきかれたので述べた 4. かかわらなかった 5. 実施していない
訪問指導	1. 直接企画した 2. 積極的に意見を述べた 3. 意見をきかれたので述べた 4. かかわらなかった 5. 実施していない

問 2 7. 老人保健法による訪問指導事業開始（または再編）時点で、保健婦は医師会との連絡・調整に関与しましたか。あてはまるもの全てに○をつけて下さい。

1. 医師会との連絡・調整の場に直接出て意見を述べた
2. 医師会との連絡・調整の場に出る上司に意見を述べ、その場で発言してもらった
3. 医師会との連絡・調整の場に出る上司に意見を求められて、述べた
4. 医師会と話し合いはあったが、保健婦はほとんどかかわらなかった
5. 今までどおりなので、医師会とは特に話し合っていない
6. 主治医との連絡をとっているのに、医師会とは話し合っていない

問 2 8. 市区町村単位の老人保健協議会（政令市は保健所単位）に保健婦はどこまで関与していますか。

1. 老人保健協議会の運営を担当している
2. 老人保健協議会に出席する
3. 老人保健協議会に出席する上司に意見を述べ、発言してもらう
4. 老人保健協議会に出席する上司に意見を求められて述べた
5. 資料を作成し、提出する
6. ほとんどかかわっていない
7. 老人保健協議会はまだ発足していない

問 2 9. 貴市区町村の保健衛生関係部署において保健婦がついている役職で一番地位の高い役職名と、それがどの地位に相当するかをお答え下さい。

役職名		相当職	1. 部長	2. 課長	3. 課長補佐
			4. 係長	5. 役職にはついていない	

問3 3. それでは、今後保健所に対しどのような役割を期待しますか。上位3つに○をつけて下さい。

1. 保健事業の質的向上のための助言・相談相手
2. 国・県・他市区町村・他機関の動向についての情報提供
3. 地域の健康問題の分析・情報提供
4. 研修実施
5. 器具・器材貸出し
6. 会場提供
7. 保健所保健婦の派遣
8. 保健婦以外の専門職の派遣
9. 保健婦・看護婦確保のための人材紹介
10. 産休・育休代替要員の斡旋
11. 老人保健事業の委託を受ける
12. 医師会との調整役
13. その他（）

問3 4. 貴市区町村の老人保健事業で、紹介したいこと、感じていること、委託等の問題点、保健婦として重視したいこと等を具体的にお聞かせ下さい。

問3 5. 最後に、日本看護協会に対する御要望がございましたらお聞かせ下さい。

*長い間御協力ありがとうございました。